

業務方法書の一部変更新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>(通常価格差補てん金の交付)</p> <p>第19条 基金は、当該四半期において、当該四半期に係る平均輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下同じ。）が、当該四半期に係る基準輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。）を上回っている場合には、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、通常価格差補てん金を交付することができる。</p> <p><u>2 前項に掲げる場合のほか、緊急的な補てん金の交付を行う必要がある場合には、「緊急補てん金の交付に関する細則」の定めるところにより、当該四半期最終月の翌月末日までに、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、通常価格差補てん金を交付することができる。</u></p> <p><u>3 第1項または第2項の規定により通常価格差補てん金の交付を受けた契約会員は、加入2号会員又は特定加入単協及び特定加入生産者に対し、通常価格差補てん金を交付しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定により通常価格差補てん金の交付を受けた加入2号会員又は特定加入単協は、加入生産者（特定加入生産者を除く。）に対し、直接に基本契約を締結している場合にあつては直接に、加入単協を通じて基本契約を締結している場合にあつては当該加入単協を通じて、通常価格差補てん金を交付しなければならない。</u></p>	<p>(通常価格差補てん金の交付)</p> <p>第19条 基金は、当該四半期において、当該四半期に係る平均輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下同じ。）が、当該四半期に係る基準輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。）を上回っている場合には、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、通常価格差補てん金を交付することができる。</p> <p><u>2 前項の規定により通常価格差補てん金の交付を受けた契約会員は、加入2号会員又は特定加入単協及び特定加入生産者に対し、通常価格差補てん金を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通常価格差補てん金の交付を受けた加入2号会員又は特定加入単協は、加入生産者（特定加入生産者を除く。）に対し、直接に基本契約を締結している場合にあつては直接に、加入単協を通じて基本契約を締結している場合にあつては当該加入単協を通じて、通常価格差補てん金を交付しなければならない。</u></p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>(単位数量当たりの通常価格差補てん金の額)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。</p> <p>2 基金は、前項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額をすみやかに機構に通知する。</p> <p>3 <u>基金は、前条第2項の規定による通常価格差補てん金の交付を定めたときは、すみやかに機構に通知する。</u></p> <p>4 <u>当該四半期について、機構から異常補てん交付金の交付を受けた場合の単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、第1項の規定により定めた額と前条第2項の規定による通常価格差補てん金の額の合計から、機構から通知された単位数量当たりの異常補てん交付金の額を差し引いて得た額とする。</u></p>	<p>(単位数量当たりの通常価格差補てん金の額)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。</p> <p>2 基金は、前項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額をすみやかに機構に通知する。</p> <p>3 当該四半期について、機構から異常補てん交付金の交付を受けた場合の単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、第1項の規定により定めた額から、機構から通知された単位数量当たりの異常補てん交付金の額を差し引いて得た額とする。</p>

附 則 (令和5年7月19日)

- (1) 基金が第56事業年度において交付する通常補てん金の総額は、第22条の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- (2) 変更後の業務方法書は、令和5年7月19日から適用する。

緊急補てん金の交付に関する細則

第1 業務方法書第19条第2項に規定する、緊急的な補てん金（以下「緊急補てん金」という。）の交付については、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

第2 緊急補てん金交付基準

当該四半期において、次に掲げる基準（以下「緊急補てん金交付基準」という。）のすべてを満たしていなければならない。

ア 直前8四半期までの各四半期のいずれにおいても、通常価格差補てん金の交付が行われていること。

イ 当該四半期に係る平均輸入原料価格が、当該四半期に係る基準輸入原料価格の115%以下であること。

ウ 当該四半期に係る平均輸入原料価格が、直前の四半期の平均輸入原料価格の90%以上であること。

第3 単位数量当たりの緊急補てん金の額

配合飼料の単位数量1トン当たりの緊急補てん金の額については、別紙算式イにより算出された額又は別紙算式ウにより算出された額のいずれか小さい額とする。

第4 緊急補てん金の交付の期間

緊急補てん金の交付は、緊急補てん金交付基準に該当した最初の四半期を含めて連続する3四半期（以下「緊急補てん対象期間」という。）に限り、行うことができる。

2 緊急補てん対象期間の2四半期目又は3四半期目において、緊急補てん金交付基準を満たさず緊急補てん金の交付が行われなかった四半期については、当該四半期以降の緊急補てん金交付基準の適用に関し、当該四半期において通常価格差補てん金の交付が行わ

れなかったものとみなして、同基準のアに定める四半期には該当しないものとする。

附 則

- 1 この細則の制定および改廃は、理事会の議決による。
- 2 この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この細則は、令和5年7月19日から施行し、令和5年度第1四半期に係る通常価格差補てん金の交付から適用する。
- 4 令和5年度第1四半期に係る緊急補てん金の交付について、別紙算式ウの適用については、A bの額に8,500円を加算する。

別 紙

算式ア

$$P_s'' = \frac{\Sigma(P_1''iQ_1''i + P_2''iQ_2''i + P_3''iQ_3''i + P_4''iQ_4''i + P_5''iQ_5''i)}{\Sigma(Q_1''i + Q_2''i + Q_3''i + Q_4''i + Q_5''i)}$$

P_s'' : 求める緊急補てん金の基準輸入原料価格（四捨五入による円単位の価格）

$P_1''i$: 当該四半期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

$Q_1''i$: $P_1''i$ に対応する各月のとうもろこしの使用量

$P_2''i$: 当該四半期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

$Q_2''i$: $P_2''i$ に対応する各月のこうりゃんの使用量

P 3"i: 当該四半期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

Q 3"i: P 3"iに対応する各月の大豆油かすの使用量

P 4"i: 当該四半期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

Q 4"i: P 4"iに対応する各月の大麦の使用量

P 5"i: 当該四半期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

Q 5"i: P 5"iに対応する各月の小麦の使用量

算式イ

$$A = P - P_s'' - C$$

A : 求める緊急補てん金の額 (ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。)

P : 輸入原料価格の算出に関する細則の算式Ⅱによる、当該四半期の平均輸入
原料価格

P_s : 輸入原料価格の算出に関する細則の算式Ⅰによる、基準輸入原料価格

P_s'' : 算式アによる緊急補てん金の基準輸入原料価格

$$C : P - P_s$$

ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。

また、249円以下の場合は計算に含めない。

算式ウ

$$A = Ab \times 3/4 - C$$

A : 求める緊急補てん金の額 (ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。)

Ab : 当該四半期の前四半期の緊急補てん金の額

ただし、緊急補てん対象期間の1四半期目においては、その前の四半期における異常価格差補てん金の交付額及び通常価格差補てん金の交付額の合計とする。

C : 算式イと同じ